

ごみステーション集積容器等設置補助金交付制度の概要

【簡易集積容器等用】

令和6年4月1日現在

1 補助対象者

ステーションを利用している市民の代表者または町内会長等その地域の代表者

2 補助対象物品

折り畳み式の簡易集積容器やファスナー型防鳥ネット等

3 補助金の額

消費税を含む購入費の2分の1、ただし限度額を1ステーション20,000円とする。
(補助金の額は10円未満切捨て)

4 補助（申請）要件

- (1) 補助対象は、家庭ごみステーション、資源化物ステーション、家庭ごみ・資源化物併用ステーション
- (2) 補助を受けた用具の管理が適切に出来ること。
(通行の妨げにならないよう、収集後の片付けをおこなうこと。)
- (3) 2回目以降の申請については最初の補助金申請から5年を経過したステーションに限る。

5 申請書類（一注意事項一）

- (1) 「ごみステーション集積容器等設置補助金購入内訳書【簡易集積容器等用】」
 - ・ ステーション代表者が購入内訳書を作成する。(いない場合町会長が作成)
 - ・ レシート添付(宛名が記入できるもの)または領収書(コピーは不可)
(レシート等は振込み後返還します)
領収証の場合、宛名は町会名等をお願いします。(申請書と同じ名前)
 - ・ ステーション番号が不明の場合は環境センターにお問い合わせ下さい。
(皇后崎環境センター TEL631-5337)
 - ・ ステーションの利用世帯数をご記入下さい。
 - ・ 1ステーションにつき1枚のごみステーション集積容器等設置補助金購入内訳書を作成する。
 - ・ 使用中、使用後の確認ができるもの(写真)を添付して下さい。
- (2) 「ごみステーション集積容器等設置補助金交付申請明細表兼実績報告明細表」
 - ・ 町会長名で申請
 - ・ 印鑑は朱肉印(シャチハタは不可)
 - ・ 補助金の額は10円未満切り捨て(補助額が9,125円⇒ 9,120円)
- (3) 「自治区会総括表」
 - ・ 自治区会会長名、町会名、申込件数、補助申請額を記入してください。

(1)(2)(3)の書類をセットで提出してください。

**申請書類は、修正液、修正テープ、消せるボールペンは使用出来ませんので、訂正印
をお願いします。**

6 補助金の振込み 各自治区会が管理している口座に振り込みます。

7 提出先 八幡西区環境衛生協会総連合会(八幡西区役所内) ☎ 642-2531